

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p> <p>（公定規格）</p> <p>第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。</p> <p>一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項</p> <p>二 次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料 含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録を受ける義務）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（公定規格）</p> <p>第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。</p> <p>一 次条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項</p> <p>二 次条第一項第三号に掲げる普通肥料 含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録を受ける義務）</p>

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号から第五号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号から第五号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）

二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第四号に掲げるものを除く。）

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）

四 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）

五 特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第四号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第五号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号に掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号に掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）

二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの

六 前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）

七（略）

2 都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合その他政令で定める者（以下「農業協同組合等」という。）は、公定規格が定められている前項第六号に掲げる普通肥料（同項第三号から第五号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）を業として生産しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

3（略）

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）

四・五（略）

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにする

四 前三号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前号に掲げるものを除く。）

五（略）

2 都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合その他政令で定める者（以下「農業協同組合等」という。）は、公定規格が定められている前項第四号に掲げる普通肥料（同項第三号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）を業として生産しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

3（略）

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）

四・五（略）

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにする

ために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲

八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料の登録にあつては、施用方法及び残留性に関する栽培試験の成績

九 (略)

十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲

十一 (略)

2 (略)

(登録)

第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれ

ために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料及び第四条第一項第三号に掲げる肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

七 (略)

八 (略)

2 (略)

(登録)

第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料及び第四条第一項第三号に掲げる肥料については、調査の結果、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

がある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、特定普通肥料について第一項の規定による登録をしようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

(仮登録)

第八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定による調査の結果、当該肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めがある類似する種類の肥料と同等であると認められ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料の仮登録をしなければならぬ。ただし、申請書に記載された施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、及び農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料について、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定による特定普通肥料の仮登録について準用する。

(登録証及び仮登録証)

2 (略)

(仮登録)

第八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定による調査の結果、当該肥料の主成分の含有量及びその効果その他その品質が公定規格の定めがある類似する種類の肥料と同等であると認められ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料の仮登録をしなければならぬ。ただし、申請書に記載された施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるときは、この限りでない。

(登録証及び仮登録証)

第十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登録をしたときは、当該登録又は当該仮登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

一～五（略）

六 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲

七 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、
施用方法

（登録及び仮登録の有効期間）

第十二条（略）

2・3（略）

4 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、第六条第一項第一号から第五号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書に登録証又は仮登録証を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5（略）

（申請による適用植物の範囲等の変更の登録又は仮登録）

第十三条の二 特定普通肥料の登録又は仮登録を受けた者は、その登録又は仮登録に係る適用植物の範囲又は施用方法を変更する必要があるときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録証又は仮登録証及び特定普通肥料の見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録又は仮登録を申請することができる。

第十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登録をしたときは、当該登録又は当該仮登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

一～五（略）

（登録及び仮登録の有効期間）

第十二条（略）

2・3（略）

4 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、第六条第一項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項を記載した申請書に登録証又は仮登録証を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5（略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査所に申請書の記載事項及び特定普通肥料の見本について調査をさせ、その調査の結果、当該申請に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときを除き、遅滞なく、変更の登録又は仮登録をし、かつ、登録証又は仮登録証を書き替えて交付しなければならない。

3 第一項の規定により変更の登録又は仮登録の申請をする者については、第六条第二項の規定を、前項の調査については第七条第二項の規定を、前項の規定による変更の登録又は仮登録については第七条第三項の規定を準用する。

(職権による施用方法の変更の登録又は仮登録及び登録又は仮登録の取消し)

第十三条の三 農林水産大臣は、現に登録又は仮登録を受けている特定普通肥料が、その登録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い施用される場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該特定普通肥料につき、その登録若しくは仮登録に係る施用方法を変更する登録若しくは仮登録をし、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による変更の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の取消しについて準用する。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分相手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録又は仮登録の場合にあつては変更後の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならぬ。

(登録及び仮登録の失効)

第十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失ふ。

一 四 (略)

五 当該肥料が第四条第一項第四号の規定に基づく政令の改正により新たに特定普通肥料となつたとき。

(登録又は仮登録の失効の届出等)

第十五条 登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は前条(第五号を除く。)の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失つたときは、当該登録又は仮登録を受けていた者(同条第一号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を添えて、効力を失つた事由及びその年月日を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証(第一号に該当する場合には、変更前の施用方法を記載した登録証又は仮登録証)を農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならぬ。

(登録及び仮登録の失効)

第十四条 次の各号の一に該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失ふ。

一 四 (略)

第十五条 登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は前条の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失つたときは、当該登録又は仮登録を受けた者(前条第一号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を添えて、効力を失つた事由及びその年月日を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録がされたとき
当該変更に係る登録又は仮登録を受けていた者
- 二 第十三条の三第一項の規定により登録又は仮登録が取り消されたとき
当該取消しに係る登録又は仮登録を受けていた者
- 三 前条第五号の規定により登録又は仮登録がその効力を失つたとき
当該失効に係る登録又は仮登録を受けていた者

(登録及び仮登録に関する公告)

第十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第九条第三項の規定により仮登録を取り消したとき、第十三条の三第一項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定により登録若しくは仮登録を取り消したとき、又は第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一～三 (略)

四 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲

五 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、
施用方法

六 (略)

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号の肥料の名称又は同項第六号の事項に係る変更の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

3 農林水産大臣は、第十三条の二第二項又は第十三条の三第一項の規定

(登録及び仮登録に関する公告)

第十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第九条第三項の規定により仮登録を取り消したとき、第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は第三十一条第一項から第三項までの規定により登録若しくは仮登録を取り消したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一～三 (略)

四 (略)

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号の肥料の名称又は同項第四号の事項に係る変更の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

により変更の登録又は仮登録をしたときは、当該変更に係る事項を公告し
なければならぬ。

4 都道府県知事は、その公告した事項を速やかに農林水産大臣及びすべ
ての都道府県知事に通知しなければならない。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)

第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したと
きは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器
又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各
個。以下同じ。)に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保
証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属して
いる間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、
また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定によ
る登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない
。

一・二 (略)

三 保証成分量(第四条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料にあ
つては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量)

四〇八 (略)

九 特定普通肥料にあつては、登録又は仮登録に係る適用植物の範囲及
び施用方法

一〇二 (略)

2 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料

3 都道府県知事は、その公告した事項をすみやかに農林水産大臣及びす
べての都道府県知事に通知しなければならない。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)

第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したと
きは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器
又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各
個。以下同じ。)に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保
証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属して
いる間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、
また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定によ
る登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない
。

一・二 (略)

三 保証成分量(第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては、そ
の種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量)

四〇八 (略)

一〇二 (略)

2 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料

の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した輸入業者保証票を付さなければならぬ。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。

一～三 (略)

四 前項第二号、第三号、第七号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項

五～八 (略)

3 (略)

(販売業者保証票)

第十八条 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した販売業者保証票を付さなければならぬ。生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票(以下「保証票」という。)が付されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡しを受けたとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、

の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した輸入業者保証票を付さなければならぬ。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。

一～三 (略)

四 前項第二号、第三号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項

五～八 (略)

3 (略)

(販売業者保証票)

第十八条 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した販売業者保証票を付さなければならぬ。生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票(以下「保証票」という。)が付されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡しを受けたとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、

又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げる事項

四〇六 (略)

2 (略)

(譲渡等の制限又は禁止)

第十九条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、第十三条の三第一項(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消した場合その他の場合において、特定普通肥料を施用することにより、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、農林水産省令をもつて、生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該特定普通肥料につき、保証票の記載を変更しなければその譲渡若しくは引渡しをしてはならないことその他の譲渡若しくは引渡しの制限をし、又はその譲渡若しくは引渡しを禁止することができる。

(施用の制限)

第二十一条の二 肥料を施用する者は、特定普通肥料については、保証票が付されているもの(第十九条第三項の規定によりその譲渡又は引渡し

又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項

四〇六 (略)

2 (略)

(譲渡の制限)

第十九条 (略)

2 (略)

が禁止されているものを除く。)でなければ、これを施用してはならない。ただし、試験研究の目的で施用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(特定普通肥料の施用の規制)

第二十一条の三 農林水産大臣は、第四条第一項第四号の規定により特定普通肥料が定められたときは、特定普通肥料の種類ごとに、農林水産省令をもつて、その施用の時期及び方法その他の事項について当該特定普通肥料を施用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 特定普通肥料は、第一項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、施用してはならない。

4 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣の意見を聴かなければならない。

(報告の徴収)

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者からその業務又は肥料の施用に関し報告を徴することができる。

2 農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二條の三、第三十一条第四項又は第三十一条の二の規定の施行に必要な限度において、販売業者から

(報告の徴収)

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、生産業者若しくは輸入業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者からその業務に関し報告を徴することができる。

2 農林水産大臣は、第二十二條の三の規定の施行に必要な限度において、販売業者からその業務に関し報告を徴することができる。

その業務に関し報告を徴することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による報告を徴した場合において、生産業者、輸入業者若しくは販売業者が表示事項を表示せず、若しくは遵守事項を遵守していないこと、又は第十九条第一項若しくは第三項若しくは第三十一条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していることが判明したときは、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(立入検査等)

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二條の三、第三十一条第四項又は第三十一条の二の規定の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に関する場所に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による報告を徴した場合において、生産業者、輸入業者又は販売業者が表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守していないことが判明したときは、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(立入検査等)

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産業者若しくは輸入業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、車両その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関する場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十二條の三の規定の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に関する場所に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による立入検査又は質問を行った場合において、生産業者、輸入業者若しくは販売業者が表示事項を表示せず、若しくは遵守事項を遵守していないこと、又は第十九条第一項若しくは第三項若しくは第三十一条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していることが判明したときは、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

5～7 (略)

(検査所による立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2～4 (略)

(行政処分)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による立入検査又は質問を行った場合において、生産業者、輸入業者又は販売業者が表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守していないことが判明したときは、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

5～7 (略)

(検査所による立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2～4 (略)

(行政処分)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止することができる。

5 農林水産大臣は、第二十五条の規定に違反して異物が混入されたことにより植物に害があると認められるに至つた肥料又は通常の施用方法に従い施用する場合に植物に害があると認められるに至つた肥料を販売業者が販売している場合において、その被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、当該肥料の販売業務を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第二項及び第三項の規定による販売業者に対する処分をすべきことを指示することができる。

6 (略)

7 第一項から第四項までの処分(登録又は仮登録の取消しを除く。)をしたときは、農林水産大臣にあつてはすべての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林水産大臣及びすべての都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(回収命令等)

第三十一条の二 農林水産大臣は、生産業者、輸入業者又は販売業者が第十九条第一項若しくは第三項又は前条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、又は引き渡した場合において、当該肥料を施用することにより人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発

4 農林水産大臣は、第二十五条の規定に違反して異物が混入されたことにより植物に害があると認められるに至つた肥料又は通常の施用方法に従い施用する場合に植物に害があると認められるに至つた肥料を販売業者が販売している場合において、その被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、当該肥料の販売業務を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、前二項の規定による販売業者に対する処分をすべきことを指示することができる。

5 (略)

6 第一項から第三項までの処分(登録又は仮登録の取消しを除く。)をしたときは、農林水産大臣にあつてはすべての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林水産大臣及びすべての都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

生を防止するため必要があるときは、これらの者に対し、当該肥料の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録及び仮登録の制限)

第三十二条 第三十一条第一項から第三項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(聴聞の特例)

第三十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録、第三十一条第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し^レの制限若しくは禁止又は同条第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し若しくは施用の制限若しくは禁止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条第三項、第十三条の三第一項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定による登録若しくは仮登録の取消し、第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録、第三十一条第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し^レの制限若しくは禁止又は同条第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し若しくは施用の制限若しくは禁止の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録及び仮登録の制限)

第三十二条 前条第一項から第三項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(聴聞の特例)

第三十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡し^レの制限又は禁止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条第三項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定による登録若しくは仮登録の取消し又は同条第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し^レの制限若しくは禁止の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 (略)

2\5 (略)

6 第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条(第三号を除く。)並びに第十六条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十条、第十三条、第十三条の二、第十五条、第十七条第一項(ただし書を除く。)、第二十条、第二十一条及び第二十五条の規定は登録外国生産業者に、第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一項中「第三十一条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、同項第六号中「生産業者又は輸入業者」とあるのは「第三十三条の二

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 (略)

2\5 (略)

6 第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条(第三号を除く。)並びに第十六条第一項及び第二項の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条第一項(ただし書を除く。)、第二十条、第二十一条及び第二十五条の規定は登録外国生産業者に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一項中「第三十一条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、同項第四号中「生産業者又は輸入業者」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」

第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、同条第二項中「第十三条第一項又は第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第三十三条の二第三項」と、第十七条第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証票又は輸入業者保証票」とあるのは「生産業者保証票」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と、同項第六号中「生産業者にあつては生産した」とあるのは「生産した」と、同項第十一号中「仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、第二十条中「第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十一条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五条及び第二十六条中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(外国生産肥料の登録の取消し等)

第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる

と、同条第二項中「第十三条第一項又は第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第三十三条の二第三項」と、第十七条第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証票又は輸入業者保証票」とあるのは「生産業者保証票」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と、同項第六号中「生産業者にあつては生産した」とあるのは「生産した」と、同項第十号中「仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、第二十条中「第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十一条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五条及び第二十六条中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(外国生産肥料の登録の取消し等)

第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる

一〇七 (略)

八 農林水産大臣が、第三十一条第四項に規定する検査方法に従い、検査所に第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に対し、当該肥料の譲渡又は引渡し制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。

九〇十一 (略)

二・三 (略)

4 第三十三条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録又は仮登録の処分について、第三十三条第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第九条第三項若しくは第十三条の三第一項の規定若しくは第一項の規定による登録若しくは仮登録の取消し又は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の処分に係る聴聞について、第三十四条第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項の規定による変更の登録又は仮登録の申請に対する処分について準用する。

(検査所に対する命令)

第三十三条の六 農林水産大臣は、第七条第一項、第八条第一項及び第十

一〇七 (略)

八〇十一 (略)

二・三 (略)

4 第三十三条第二項の規定は、第三十三条の二第六項において準用する第九条第三項の規定又は第一項の規定による登録又は仮登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(検査所に対する命令)

第三十三条の六 農林水産大臣は、第七条第一項及び第八条第一項(これ

三條の二第二項（これらの規定を第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の調査、第九條第一項（第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の肥効試験、第三十條の二第一項の立入検査等、第三十一條第四項の検査並びに第三十三條の三第二項の立入検査及び質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（不服申立て）

第三十四條（略）

2 農林水産大臣は、登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第十三條の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第三十一條第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止の処分（第三十一條第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。）又は第三十一條の二の規定による命令の処分についての審査請求又は異議申立てを受けたときは、審査請求人又は異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3（略）

（事務の区分）

第三十五條の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

らの規定を第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の調査、第九條第一項（第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の肥効試験、第三十條の二第一項の立入検査等並びに第三十三條の三第二項の立入検査及び質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（不服申立て）

第三十四條（略）

2 農林水産大臣は、登録若しくは仮登録の申請に対する処分又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止の処分（第三十一條第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。）についての審査請求又は異議申立てを受けたときは、審査請求人又は異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3（略）

（事務の区分）

第三十五條の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 (略)

四 第三十一条第六項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るものを除く。)

五 第三十一条第七項の規定による通知(第三号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。)

(罰則)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条若しくは第五条の規定による登録若しくは仮登録を受けないで、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四条、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者

二 第十九条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第三項、第二十五条又は第三十三条の四第三項の規定に違反した者

三 第十九条第三項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

四・五 (略)

六 第三十一条第三項又は第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡

一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 (略)

四 第三十一条第五項の規定による登録証の返納の受理(前号イに掲げる処分に係るものを除く。)

五 第三十一条第六項の規定による通知(第三号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。)

(罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十九条第一項、第二十五条又は第三十三条の四第三項の規定に違反した者

二・三 (略)

四 第三十一条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁

し又は施用の制限又は禁止に違反した者

七 第三十一条の二の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(削る。)

一・二 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜七 (略)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

止に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二・三 (略)

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一〜七 (略)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十六条第一号、第二号（第十九条第一項に係る部分に限る。）
、第三号、第四号及び第七号 一億円以下の罰金刑

二 第三十六条（前号に係る部分を除く。）及び第三十七条から第三十
九条まで 各本条の罰金刑

第四十二条 第九条第四項、第十五条第二項、第二十七条第三項、第三十
一条第六項又は第三十二条の二第五項の規定に違反した者は、十万円以
下の過料に処する。

第四十二条 第九条第四項、第二十七条第三項、第三十一条第五項又は第
三十二条の二第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する
。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 雑則（第七十七条の三 第八十三条の五）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療用具（治験の対象とされる薬物又は器具器械を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第八十一条の四、次項及び第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第十三条の二第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 雑則（第七十七条の三 第八十三条の二）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療用具（治験の対象とされる薬物又は器具器械を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第八十一条の四及び次条第三項を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第十三条の二第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条第五項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区</p>

生成した物質を含む。()が動物に残留する性質をいう。以下同じ。()の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第五項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第二十六条第一項中「都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。))以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。))と、第二十七条中「準用する。この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区

域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。))と、第二十七条中「準用する。この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特別販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第六十九条第二項中「都道府県知事(卸売一般販売業以外の一般販売業又は特別販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第

域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三項及び第七十条第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第八十一条の三中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 | 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十四条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第十九条の二第一項の承認の申請があつたと

一 項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三項及び第七十条第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第八十一条の三中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

きは、当該申請に係る医薬品につき前項の規定により読み替えて適用される第十四条第二項第二号（残留性の程度に係る部分に限り、同条第七項、第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）に該当するかどうかについて、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

（動物用医薬品の製造及び輸入の禁止）

第八十三条の二 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。）の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用される第二十二条第一項の許可（医薬品の輸入販売業に係るものに限る。）を受けた者でなければ、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用するために製造又は輸入をする場合その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。

（使用の禁止）

第八十三条の三 何人も、直接の容器又は直接の被包に第五十条（第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(動物用医薬品の使用の規制)

第八十三条の四 農林水産大臣は、動物用医薬品であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その動物用医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の規定により遵守すべき基準が定められた動物用医薬品の使用者は、当該基準に定めるところにより、当該動物用医薬品を使用しなければならない。ただし、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合において、農林水産省令で定めるところにより使用するとき、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

(その他の医薬品の使用の規制)

第八十三条の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品(動物用医薬品を除く。)であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて

(動物用医薬品の使用の規制)

第八十三条の二 農林水産大臣は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品であつて、適正に使用されるのでなければ牛、豚その他の農林水産省令で定める動物(以下「対象動物」という。)(の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の規定により遵守すべき基準が定められた医薬品の使用者は、当該基準に定めるところにより、当該医薬品を使用しなければならない。ただし、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合において、農林水産省令で定めるところにより使用するとき、この限りでない。

3 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、前二項の農林水産省令の制定又は改廃に關し意見を述べることができる。

、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「動物用医薬品」とあるのは「医薬品」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十三条の五第一項及び第八十三条の五第二項において準用する第八十三条の四第二項」と読み替えるものとする。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一 一十六 (略)

十七 第八十三条の二第一項若しくは第二項、第八十三条の三又は第八十三条の四第二項(第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一 一十四 (略)

2 (略)

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一 一十六 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 一 一十四 (略)

十五 第八十三条の二第二項の規定に違反した者

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（回収命令等）</p> <p>第九條の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範圍内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条の二、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を</p>	<p>（報告及び検査）</p> <p>第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条の二、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させると</p>

集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4 (略)

(監督処分)

第十四条 (略)

2 農林水産大臣は、販売者が第九条第一項若しくは第二項、第九条の二又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定(第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条の二第一項の規定を除く。)に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

5 (略)

(協議等)

第十六条の二 (略)

2 環境大臣は、第三条第二項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定により第三条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、第三条第二項の規定により同条第一項第四号又は第五号

きは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4 (略)

(監督処分)

第十四条 (略)

2 農林水産大臣は、販売者が第九条第一項若しくは第二項又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定(第九条第一項及び第二項並びに第十条の二第一項の規定を除く。)に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

5 (略)

(協議)

第十六条の二 (略)

に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第九条の二の規定による命令に違反した者

四・五 (略)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る

。)、第二号又は第三号 一億円以下の罰金刑

二 (略)

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三・四 (略)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る

。)又は第二号 一億円以下の罰金刑

二 (略)

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条 第三條の二）

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条 第十二條の四）

第三章～第六章（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
（略）	（略）
二十三 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
（略）	（略）

現 行

目次

第一章 総則（第一条 第三條）

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条 第十二條の二）

第三章～第六章（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
（略）	（略）
二十三 家きんペスト	鶏、あひる、うずら
（略）	（略）

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(特定家畜伝染病防疫指針)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針(以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(伝染性疾病についての届出義務)

第四条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければ

2 (略)

(伝染性疾病についての届出義務)

第四条 (略)

ならない。

3 | 第一項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4 | (略)

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 | 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、第四条第四項、前項又は第十三条第四項の規定による報告により得られた監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために必要な指導を行うものとする。

5・6 (略)

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 | 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

2 | 前項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

3 | (略)

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 | 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、第四条第三項、前項又は第十三条第四項の規定による報告により得られた監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために必要な指導を行うものとする。

5・6 (略)

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

- 一 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニコイカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜
- 二 牛肺疫、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、

(殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

- 一 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、家きんベスト、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜
- 二 牛肺疫、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、

高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の疑似患畜

2 (略)

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二 (略)

2 5 (略)

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、第六十二条第一項の規定により指定された疾病の病原体について同項において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

家きんベスト又はニューカッスル病の疑似患畜

2 (略)

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、家きんベスト又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二 (略)

2 5 (略)

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、第六十二条の規定により指定された疾病の病原体について同条において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

一 家畜防疫員の旅費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

二 五（略）

六 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第九条まで及び第十一条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

2 農林水産大臣は、前項の政令又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（厚生労働大臣との関係）

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

一 家畜防疫員の旅費の全額（家畜伝染病（第六十二条の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

二 五（略）

六 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第五条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第九条まで及び第十一条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

（厚生労働大臣との関係）

第六十二条の三 農林水産大臣は、第四条第二項に規定するもののほか、家畜から人に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病についてこの法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の四 第三章の規定(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した獣医師

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条又は第四十五条第一項(第三十六条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

三 (略)

四 第三十六条第三項(第六十二条第一項において準用する場合を含む

第六十二条の三 農林水産大臣は、家畜から人に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病についてこの法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の四 第三章の規定(第六十二条において準用する場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定に違反した獣医師

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条又は第四十五条第一項(第三十六条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

三 (略)

四 第三十六条第三項(第六十二条において準用する場合を含む。)(の

。) の規定による条件に違反した者

五 第四十条第一項(第六十二条第一項)において準用する場合を含む。

() の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条又は第五十六条第二項(第十四条第一項及び第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十三条第一項(第六十二条第一項)において準用する場合を含む。() の規定に違反した所有者

三 第三十二条又は第三十三条(第三十二条及び第三十三条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による禁止、停止又は制限に違反した者

四 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条又は第二十五条第一項(第十八条、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合

規定による条件に違反した者

五 第四十条第一項(第六十二条)において準用する場合を含む。() の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条又は第五十六条第二項(第十四条第一項及び第五十六条第二項については、第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十三条第一項(第六十二条)において準用する場合を含む。() の規定に違反した所有者

三 第三十二条又は第三十三条(第三十二条及び第三十三条については、第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による禁止、停止又は制限に違反した者

四 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条又は第二十五条第一項(第十八条、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項については、第六十二条において準用する場合を含む

を含む。)の規定に違反した者

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、
第九条、第十二条の四第二項、第二十六条第一項又は第三十条(第五
条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条に
ついては、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定
による命令に違反した者

三 第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項
又は第四十条第四項(第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条
、第二十六条第二項及び第四十条第四項については、第六十二条第一
項において準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者

四 第十五条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規
定による通行の制限又は遮断に違反した者

五 第二十条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。
)の規定による剖検又は殺処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十九条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の
規定による標識を付することを拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十一条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む
。)の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避
した者

八 第三十四条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の
規定による停止又は制限に違反した者

九 第四十条第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。
)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

。)の規定に違反した者

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、
第九条、第二十六条第一項又は第三十条(第五条第一項、第六条第一
項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条
において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項
又は第四十条第四項(第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条
、第二十六条第二項及び第四十条第四項については、第六十二条にお
いて準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者

四 第十五条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定によ
る通行の制限又は遮断に違反した者

五 第二十条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規
定による剖検又は殺処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十九条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に
よる標識を付することを拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十一条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の
規定による検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十四条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に
よる停止又は制限に違反した者

九 第四十条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規
定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第四十二条第二項又は第四十三条第五項（第四十二条第二項及び第四十三条第五項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者

十一～十三（略）

十 第四十二条第二項又は第四十三条第五項（第四十二条第二項及び第四十三条第五項については、第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者

十一～十三（略）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務
<p>（略）</p> <p>肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）</p>	<p>（略）</p> <p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、<u>第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第十二条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 <u>第三十一条第六項の規定による登録証の返納の受理（前号イに掲げる処分に係るものを除く。）</u></p> <p>五 <u>第三十一条第七項の規定による通知（</u></p>

法律	事務
<p>（略）</p> <p>肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）</p>	<p>（略）</p> <p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、<u>第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 <u>第三十一条第五項の規定による登録証の返納の受理（前号イに掲げる処分に係るものを除く。）</u></p> <p>五 <u>第三十一条第六項の規定による通知（</u></p>

	第三号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。）	(略)	(略)	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	第三章の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)	(略)	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）	一 (略) 二 第八十三条第一項において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)
	第三号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。）	(略)	(略)	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	第三章の規定（第六十二条において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)	(略)	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）	一 (略) 二 第八十三条において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（薬局開設者等の特例）</p> <p>第五十条の二十六 薬事法の規定により薬局開設の許可（その更新を含む。）を受けた者（以下この条において「薬局開設者」という。）又は医薬品（同法第八十三条第一項に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。）の一般販売業の許可を受けた者は、この法律の規定（第五十条の四及び第五十条の二十四項を除く。）の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなす。ただし、当該薬局開設者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者が、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（薬局開設者等の特例）</p> <p>第五十条の二十六 薬事法の規定により薬局開設の許可（その更新を含む。）を受けた者（以下この条において「薬局開設者」という。）又は医薬品（同法第八十三条に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。）の一般販売業の許可を受けた者は、この法律の規定（第五十条の四及び第五十条の二十四項を除く。）の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなす。ただし、当該薬局開設者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者が、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二条 薬事法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十三条第一項中「医療用具」を「医療機器」に、「器具器械」を「機械器具等」に、「第十三条の二第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条第二項第二号」を「第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第十四条第二項第三号」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、「獣医療上」との下に、「第十四条の四第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と」を、「専ら薬局開設者、医薬品の」の下に「製造販売業者、」を加え、「もつぱら薬局開設者、医薬品の」を「専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第六十九条第二項」を「第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第九号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、第六十九条第二項」に、「第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条」を「第七十二条第四項、第七十二条の二から第七十三条まで」に改め、同条第二項中「（第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第十九条の二第四項及び第二十三条）」を「</p>	<p>第二条 薬事法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十三条中「医療用具」を「医療機器」に、「器具器械」を「機械器具等」に、「第十三条の二第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条第五項」を「第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第十四条第七項」に改め、「獣医療上」との下に、「第十四条の四第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と」を、「専ら薬局開設者、医薬品の」の下に「製造販売業者、」を加え、「もつぱら薬局開設者、医薬品の」を「専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に、「第六十九条第二項」を「第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第九号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、第六十九条第二項」に、「第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条」を「第七十二条第四項、第七十二条の二から第七十三条まで」に改める。</p>

若しくは第九項（第十九条の二第五項）に、「第十四条第二項第二号」を「第十四条第二項第三号」に、「同条第七項、第十九条の二第四項及び第二十三条」を「同条第九項及び第十九条の二第五項」に改める。

第八十三条の二第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条第一項」を「第十二条第一項」に、「医薬品の輸入販売業に係るもの」を「第一種医薬品製造販売業許可又は第二種医薬品製造販売業許可」に改める。

第八十四条中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条第一項又は第九項の規定に違反した者

第八十四条第四号中「第二十二条第一項」を「第二十三条の十六第一項又は第四項」に改め、同条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 第六十九条の二の規定による命令に違反した者

二十 第七十条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八十四条中第十五号を第十七号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 第三十九条第一項の規定に違反した者

第八十四条中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条第一項又は第九項の規定に違反した者

第八十四条第四号中「第二十二条第一項」を「第二十三条の十六第一項又は第四項」に改め、同条中第十六号を第十八号とし、第九号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 第三十九条第一項の規定に違反した者

十 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反した者

第八十四条に次の二号を加える。

十九 第六十九条の二の規定による命令に違反した者

二十 第七十条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の

十 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反した者

第八十五条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第八十六条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、同項第十二号中「第七十二条の三」を「第七十二条の三第一項又は第二項」に、「業務の停止命令」を「命令」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「に基づく施設の使用禁止の処分」を「による業務の停止命令」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第七十二条第三項又は第四項の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

第八十六条第一項第十号中「（第二十三条において準用する場合を含む

規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八十五条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第八十六条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

第八十六条第一項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号中「第七十二条の三」を「第七十二条の三第一項又は第二項」に、「業務の停止命令」を「命令」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「に基づく施設の使用禁止の処分」を「による業務の停止命令」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 第七十二条第三項又は第四項の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

第八十六条第一項第十号中「（第二十三条において準用する場合を含む

む。」「を削り、同号を同項第十二号とし、同項中第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「(第二十三条)」を「、第三項又は第五項(第四十条の三)」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第三十九条の二の規定に違反した者

第八十六条第一項第二号中「(第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第一項又は第五項の規定に違反した者

第八十六条第一項に次の一号を加える。

十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

(略)

附則

(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の項を次のように改める。

む。」「を削り、同号を同項第十二号とし、同項中第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「(第二十三条)」を「、第三項又は第五項(第四十条の三)」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第三十九条の二の規定に違反した者

第八十六条第一項第二号中「(第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第一項又は第五項の規定に違反した者

(略)

附則

(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の項を次のように改める。

<p>薬事法（昭三十五年法律第四百十五号）</p>	<p>一 第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>二 第八十三条第一項において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>薬事法（昭三十五年法律第四百十五号）</p>	<p>一 第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>二 第八十三条において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（薬事法の一部改正）</p> <p>第二十六条 薬事法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十三条第一項中「第十三条の二第一項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第三十条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条のうち薬事法第八十三条第一項の改正規定中「第十四条の四第一項第一号」を「第十四条の三第一項第一号」に改める。</p> <p>第二条のうち薬事法第八十四条第四号を改め、同条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（薬事法の一部改正）</p> <p>第二十六条 薬事法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十三条中「第十三条の二第一項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第三十条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条のうち薬事法第八十三条の改正規定中「第十四条の四第一項第一号」を「第十四条の三第一項第一号」に改める。</p> <p>第二条のうち薬事法第八十四条第四号の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。</p> <p>第二条のうち薬事法第八十四条に二号を加える改正規定中「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。</p>

(略)

(略)

の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五〇七（略）

八 薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療用具（以下「動物用医薬品等」という。）についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行おうとするとき、同法第十四条の五第一項（同法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の五第一項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行おうとするとき、同法第十九条の二第一項若しくは第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十九条の二第一項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第二号若しくは第八十三条の五第一項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五〇七（略）

八 薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療用具（以下「動物用医薬品等」という。）についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項（同法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行おうとするとき、同法第十四条の五第一項（同法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行おうとするとき、同法第十九条の二第一項若しくは第八十三条の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第八十三条の二第一項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

九十三 (略)

2・3 (略)

附則

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 食品安全基本法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第八号中、「(同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「医療用具」を「医療機器」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項(同法第二十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)(若しくは同法第八十条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の三第一項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項)」に改め、「及び第二十三条」を削り、「第十四条の五第一項」を「第十四条の六第一項」に、「第十四条第二項第二号」を「第十四条第二項第三項口」に改める。

九十三 (略)

2・3 (略)

附則

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 食品安全基本法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第八号中、「(同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「医療用具」を「医療機器」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項(同法第二十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)(若しくは同法第八十条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の三第一項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項)」に改め、「及び第二十三条」を削り、「第十四条の五第一項」を「第十四条の六第一項」に改める。